

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成21年 3月 5日  
照会部署名 近畿ブロック本部適用支援G  
照会担当者 (一般職) 横峯 貴則  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 小林

(案件)

(受付番号) No. 2010-344	事業主が負担する保険料の取扱いについて
------------------------	---------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

「団体養老保険の保険料を事業主が負担している場合、その保険契約によって受ける利益が従業員に及ぶものであっても、当該保険に関する事項について労働協約、給与規則等に一切規定されておらず、事業主が保険契約の当事者となって恩恵的に加入しているような場合には、その事業主が負担する保険料は、報酬には含まれない。」(昭和38年2月6日府保険発第3号)と示されています。

他方、要件の相違により昭和47年10月18日府保険発第29号においては、「特定人に定期的かつ継続的に行われる場合」を一の理由として報酬に含まれると示されています。

被保険者が特定の取締役である下記の事例においては、報酬として取り扱うこととすべきかご教示お願いします。

事例

- |        |                  |
|--------|------------------|
| 1 保険種別 | 終身保険又は定期保険       |
| 2 契約者  | 事業所 (保険料負担)      |
| 3 被保険者 | 特定の取締役のみ         |
| 4 受取人  | 被保険者又は遺族         |
| 5 社内規定 | 役員報酬規定等に規定されていない |

(回答)

昭和 47 年 10 月 18 日府保険発第 29 号通知においては、「特定人に定期的かつ継続的に行われる場合」のみを要件としているものではなく、「内規(社友会契約取扱規定)により事業主が一定率を肩代りすることによって割引いており、しかも事業主の負担相当額は、毎月支給される報酬に上積みされ、所得税法においても当該被保険者の所得とされていること。」や「保険契約は、被保険者の自由意思によるものであるが、契約高などその取扱いは被保険者の勤続年数や雇用上の身分によつて区別されており、自社商品を従業員に無差別に割引き販売するといった福利厚生とは異なること。」なども含んで検討した結果、労務の対償とできると判断したものであって、ご照会の事例については、福利厚生の見地から恩恵的に行われているのであれば、昭和 38 年 2 月 6 日府保険発第 3 号通知と同様に取り扱うことが妥当であろう。

回 答 日 平成 22 年 5 月 7 日  
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ  
回答作成者 (役職名) 渕 康幸  
連 絡 先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----